



Tax Analysis

中国

税理士法人トーマツ

2015年2月6日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

国家税務総局が非居住者企業による財産の 間接譲渡に係る所得税処理に関する公告を 発布

中国の国家税務総局(以下「国税総局」)は2015年2月6日に「非居住者企業による財産の間接譲渡に係る企業所得税の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第7号、以下「7号公告」)およびその解釈を公布した。国税総局は2009年に「非居住者企業の持分譲渡所得に係る企業所得税管理の強化に関する通知」(国税函[2009]698号、以下「698号文」)、2011年に「非居住者企業の所得税管理の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告2011年第24号、以下「24号公告」)を公布したが、7号公告において、非居住者企業による中国居住者企業の持分等の間接譲渡に係る税務処理について改めて規定した。

698号文の規定によれば、非居住者企業が直接または間接に中国居住者企業の持分を保有する中国国外の中間持株会社の持分を譲渡する場合、もし中国の税務機関がその取引に合理的な事業目的がないと認定すれば、当該取引は中国居住者企業の持分を直接譲渡するものとみなされ、非居住者企業に中国での企業所得税の納税義務が生じることになる。24号公告には698号文の一部の条項に関する解釈が含まれている。

7号公告は、非居住者企業による中国居住者企業の持分等の間接譲渡に係る所得税の処理についてより包括的に規定したものであり、当該公告の公布

により698号文および24号公告の一部の条項は失効する。7号公告は公布日から施行され、まだ税務処理が行われていない公布以前の取引にも適用される。よって、7号公告の規定は将来および過去の取引に影響を与えることになる。

7号公告の要点

(1) 適用範囲

7号公告の第1条では、「非居住者企業が合理的な事業目的のない取引スキームの実施を通じ、中国居住者企業の持分等の財産を間接的に譲渡し、企業所得税の納税義務を回避する場合、企業所得税法第47条の規定に従い、当該間接譲渡取引の性質を改めて定め、中国居住者企業の持分等の財産を直接譲渡するものとみなす」と規定しており、これは698号文の趣旨とも一致する。

“中国居住者企業の持分等の財産”とは、非居住者企業が直接保有した場合には、その譲渡によって取得した所得に対し、中国税法の規定に従って中国で企業所得税を納付しなければならないものであり、“中国課税財産”と総称され、以下を含むとされている。

- 中国国内の機構、場所の財産
- 中国国内の不動産
- 中国居住者企業の権益性投資資産

698号文では“中国課税財産”という用語は用いられておらず、中国居住者企業の持分の間接譲渡の

みに言及している。よって、7号公告により中国で課税される可能性のある財産の間接譲渡の範囲は広がったことになる。

7号公告では、“中国課税財産の間接譲渡”の概念についても定義している。すなわち、非居住者企業が直接または間接に中国課税財産を保有する中国国外の中間持株会社(中国国外で登録された中国居住者企業を含まない、以下「中国国外企業」)の持分およびその他の類似の権益(以下「持分」と総称)を譲渡することにより、中国課税財産を直接譲渡したのと同じまたは近い結果が生じる取引をいい、非居住者企業の再編によって中国国外企業の株主が変更される場合を含む。よって、関連の取引が7号公告にいう中国課税財産の間接譲渡に該当するか否かを判断するために、当該取引の実質を分析する必要がある。

7号公告の第5条では、実質的なセーフハーバールールとして、以下の2つの場合には第1条の規定は適用されないとしている。

- 1) 非居住者企業が公開市場で同一の中国国外の上場企業の持分を売買することにより、中国課税財産の間接譲渡による所得を得る場合
- 2) 非居住者企業が中国課税財産を直接保有し、かつ譲渡する場合、適用される租税条約または協定の規定に基づき、当該財産の譲渡所得が中国において企業所得税を免除される場合

(2) 取引の報告

698号文にあった間接譲渡取引の報告に係る要求は、7号公告によって大きく変更された。

1) 義務的な報告から自主的な報告への変更

698号文では、一定の要件を満たす間接譲渡取引は中国の税務機関に報告しなければならないとされていたが、7号公告ではどのような間接譲渡取引に対してもそのような報告義務は課せられていない。代わりに、関連の当事者は間接譲渡取引を中国の税務機関に報告するか否かを自ら選択することができる。

2) 取引の報告者の拡大

698号文では、間接譲渡を行う国外投資者(実際の支配者)、すなわち譲渡者である非居住者企業のみに対して取引の報告義務を課していたが、7号公告の規定によれば、取引の当事者双方および持分が

間接的に譲渡される中国居住者企業はいずれも中国の税務機関に間接譲渡取引について報告することができる。また、7号公告では、中国の税務機関は中国課税財産の間接譲渡取引の当事者双方、持分を間接的に譲渡される中国居住者企業および取引のプランニングに関与した者に対して、間接譲渡取引に関する資料の提出を求めると規定されている。これは税務アドバイザーに影響を与える大きな変更といえる。

(3) 合理的な事業目的の判断

698号文と比べ、7号公告では“合理的な事業目的”の判断に関するより詳細な指針が与えられている。7号公告では、“合理的な事業目的”の有無を判断する際に考慮すべき要素を列挙し、特定の状況がある場合には直接に“合理的な事業目的がない”と認定する旨を規定する一方、グループ内再編に適用されるセーフハーバールールについても規定している。

1) 考慮すべき要素

7号公告の第3条では、合理的な事業目的の有無を判断する際には、中国課税財産の間接譲渡取引と関連するすべてのスキームを全体として考慮し、実際の状況も踏まえ、以下の関連要素を総合的に分析しなければならないとしている。

- 中国国外企業の持分の主な価値が直接または間接に中国課税財産から生じたものであるか否か
- 中国国外企業の資産が主に直接または間接の中国国内での投資から構成されているか否か、あるいはその取得する収入が主に直接または間接に中国国内を源泉としているか否か
- 中国国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が実際に履行する機能および負担するリスクが、企業の組織構成に経済実態のあることを裏付けられるか否か
- 中国国外企業の株主、ビジネスモデルおよび関連の組織構成の存続期間
- 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での所得税の納付状況
- 持分の譲渡者が中国課税財産に間接的に投資し、それを間接的に譲渡する取引と、中国課税財産に直接投資し、それを直接譲渡する取引の代替可能性
- 中国課税財産の間接譲渡に係る所得に対し

て中国で適用される租税条約または協定の状況等

2) 合理的な事業目的がないと直接認定される取引

7号公告の第1条が適用されない2つの場合(上述の“(1)適用範囲”を参照)およびグループ内再編に係るセーフハーバールールが適用される場合(後述の“(4)グループ内再編に係るセーフハーバールール”を参照)を除き、もし間接譲渡取引に関連する全体のスキームが以下の4つの要件を同時に満たすならば、そのスキームは“合理的な事業目的がない”ものと直接に認定される。

- 中国国外企業の持分の75%以上の価値が直接または間接に中国課税財産から生じたものであること
- 中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間のいずれの時点においても、中国国外企業の資産総額(現金を含まない)の90%以上が直接または間接に中国国内の投資により構成されているか、あるいは中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間において、中国国外企業が取得した収入の90%以上が直接または間接に中国国内を源泉としていること
- 中国国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が、所在国家(地域)で登録され、法律の要求する組織形式は満たしているが、実際に履行する機能および負担するリスクが限定的であり、それに経済実態のあることを裏付けるのに十分でないこと
- 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での所得税の税負担が、中国課税財産を直接譲渡した場合に中国で課される可能性のある税負担より低いこと

7号公告の解釈では、上記の4つ目の条件における“中国国外での所得税の税負担”について、ここでいう税負担には、譲渡者の間接譲渡取引に係る居住国での税負担と、譲渡される中国国外企業の所在国での税負担が含まれるとしている。

(4) グループ内再編に係るセーフハーバールール

7号公告の第6条では、適格のグループ内再編に係るセーフハーバールールについて規定している。それによれば、間接譲渡取引が次の3つの要件を同時に満たす場合には、合理的な事業目的がある

ものとみなされ、中国において企業所得税は課されない。

1) 取引の当事者双方の持分関係が以下のいずれかに該当すること

- 持分の譲渡者が直接または間接に持分の譲受者の80%以上の持分を保有すること
- 持分の譲受者が直接または間接に持分の譲渡者の80%以上の持分を保有すること
- 持分の譲渡者と持分の譲受者が同一の者に直接または間接に80%以上の持分を保有されること

中国国外企業の持分の50%以上の価値が直接または間接に中国国内の不動産から生じたものである場合、上述の持分保有割合の要件は100%となる。

- 2) 今回の間接譲渡取引の後に再度発生する可能性のある間接譲渡取引に係る中国での所得税負担が、今回の間接譲渡取引が発生しなかった場合の同じまたは類似の間接譲渡取引と比べて減少しないこと
- 3) 持分の譲受者が持分取引の対価をすべて、自社またはこれと支配関係を有する企業の持分(上場企業の持分を含まない)をもって支払うこと

上述のセーフハーバールールはグループ内再編にとって望ましいものではあるが、3つ目にある持分による対価支払の要件は、セーフハーバールールを適用しようとする企業にとって一定の制約となり、慎重なプランニングが必要となるだろう。また、公告では“これと支配関係を有する企業”について明確に定義していないため、字面からだけでは、これが譲渡者の子会社のみを指すのか、あるいは親会社も指すのかが明らかではない。

(5) 税金の源泉徴収または納付を行わない場合

7号公告では、698号文の下で議論が生じた2つの問題について明らかにしている。取引の当事者が税金の源泉徴収義務を負うか否かということと、間接譲渡に係る税金に関わる利息をどのように計算するかということである。

7号公告では、対価の支払者に源泉徴収義務を課している。ほとんどのケースにおいては、持分の譲受者が支払者となる。7号公告の第8条では、「不動産の間接譲渡に係る所得あるいは持分の間接譲渡に係る所得について、本公告の規定に従って企

業所得税を納付しなければならない場合、関連の法律規定あるいは契約の約定に基づき、持分の譲渡者に対して直接に関連の金額を支払う義務を負う組織あるいは個人が源泉徴収義務者となる」と規定している。

第 8 条では同時に、源泉徴収義務者が源泉徴収をせず、持分の譲渡者も納税額を納付しない場合、管轄税務機関は税收徴収管理法および同実施細則の関連規定に基づき、源泉徴収義務者の責任を追究できると規定している。すなわち、源泉徴収義務者が源泉徴収すべき税額を源泉徴収しない場合、税務機関は源泉徴収義務者に対し、未納税額の 50%以上 3 倍以下の罰金を課すことができる。ただし、第 8 条によれば、間接譲渡取引において、源泉徴収義務者が持分譲渡契約書あるいは協議書の締結日から 30 日以内に、規定に従って取引の資料を提出した場合には、源泉徴収義務者の責任は軽減または免除される可能性がある。

7 号公告では、持分の譲渡者が中国課税財産の間接譲渡に係る所得に対して納付すべき税額を期限までに納付せず、あるいは不足があり、源泉徴収義務者も源泉徴収をしていない場合、持分の譲渡者に利息を課す旨を明らかにしている。持分の譲渡者が中国国外企業の持分の譲渡契約書あるいは協議書の締結日から 30 日以内に、規定に従って取引の資料を提出するか、あるいは規定に従って申告納税を行った場合、基準利率に基づき利息が計算される。一方、規定に従って資料を提出しないか、申告納税を行っていない場合、基準利率に 5%を加えた利率で利息が計算される。ここでいう基準利率とは、税額の帰属する納税年度に中国人民銀行が公布した、追加納税期間と同期間の人民元貸付の基準利率である。

源泉徴収義務者としての罰金を課されるリスクがあることから、間接譲渡取引における持分の譲受者は、税務機関に対して取引の報告を行い、あるいは少なくとも自らの利益を保護するために関連の事項について持分の譲渡者と交渉しようとするかもしれない。同様に、利息の計算により高い利率が用いられることを避けるために、持分の譲渡者も税務機関に対して取引の報告をしようとするかもしれない。

(6) 一般租税回避防止管理弁法との関連

2014 年 12 月 2 日に国税総局は「一般租税回避防止管理弁法(試行)」(以下「弁法」)を公布した。698 号文および 7 号公告に基づいて間接譲渡取引を直接譲渡取引とみなすのは、一般租税回避防止規則

(General Anti-Avoidance Rule(GAAR))の適用によるものであるため、7 号公告の第 11 条では、税務機関が中国課税財産の間接譲渡取引に対して調査、調整を行う場合には、一般租税回避防止に関する規定に従うべき旨を規定している。この規定により、間接譲渡取引に対する税務機関の徴税管理が改善されるとともに、潜在的な納税者となる企業の税法適用に関わる確定性が高められ、権利保護も図られることが望まれる。例えば、弁法の規定によれば、一般租税回避防止案件の審査において、管轄税務機関は必ず重要な決定に際して国税総局の承認を得なければならないとされている。また、企業も管轄税務機関による調整の決定に異議がある場合には、調整が最終的なものとなる前にその異議を述べることができるとされている。

デロイトのコメント

7 号公告は中国課税財産の間接譲渡に係る税務処理について、包括的な指針を提供するものであり、間接譲渡取引に対する中国の税務機関の徴税管理実務を改善するとともに、納税者にとっての確定性を高める可能性がある。中国課税財産の間接譲渡を過去に行ったが、まだ税務処理を行っていない取引の各当事者、および中国課税財産の間接譲渡を今後行おうとしている投資者は、7 号公告の内容を理解した上で、当該公告が取引に与える影響を分析する必要がある。これには、何らかの措置を講じる必要があるか否かの検討、および財務諸表における何らかの開示または引当計上の必要性に関する検討が含まれる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ 中国室

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohmatso.co.jp

本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

非居住者企業による財産の間接譲渡に係る企業所得税の若干の問題に関する公告

国家税務総局公告 2015 年第 7 号

非居住者企業による中国居住者企業の持分等の財産の間接譲渡に係る企業所得税管理をさらに規範化し、強化するために、《中華人民共和国企業所得税法》（以下「企業所得税法」）および同实施条例（以下「企業所得税法实施条例」）、並びに《中華人民共和国税收徴収管理法》（以下「税収徴管法」）および同実施細則の関連規定に基づき、関連の問題について以下の通り公告する。

一、非居住者企業が合理的な事業目的のない取引スキームの実施を通じ、中国居住者企業の持分等の財産を間接譲渡し、企業所得税の納税義務を回避する場合、企業所得税法第 47 条の規定に従い、当該間接譲渡取引の性質を改めて定め、中国居住者企業の持分等の財産を直接譲渡したものとみなす。

本公告にいう中国居住者企業の持分等の財産とは、非居住者企業が直接保有し、譲渡した場合に取得した所得に対し、中国税法の規定に従って中国で企業所得税を納付しなければならない中国国内の機構、場所の財産、中国国内の不動産、中国居住者企業の權益性投資資産等（以下「中国課税財産」）を指す。

中国課税財産の間接譲渡とは、非居住者企業が直接または間接に中国課税財産を保有する国外企業（国外で登録された中国居住者企業を含まない、以下「国外企業」）の持分およびその他の類似の權益（以下「持分」）を譲渡することにより、中国課税財産を直接譲渡するのと同じまたは近い実質的結果が生じる取引をいい、非居住者企業の再編によって国外企業の株主が変更される場合を含む。中国課税財産を間接譲渡する非居住者企業を持分の譲渡者という。

二、本公告の第一条の規定が適用される持分の譲渡者が取得する、国外企業の持分の譲渡による所得のうち中国課税財産に帰属する金額（以下「中国課税財産の間接譲渡による所得」）は、以下の順序に従い税務処理を行う。

（一）国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が中国国内に有する機構、場所の財産に帰属する金額（以下「機構、場所の財産の間接譲渡による所得」）は、機構、場所と実質的な関連を有する所得として、企業所得税法第 3 条第 2 項の規定に従って課税する。

（二）本条第（一）項の規定が適用される場合を除き、中国国内の不動産に帰属する金額（以下「不動産の間接譲渡による所得」）は、中国国内源泉の不動産譲渡所得として、企業所得税法第 3 条第 3 項の規定に従って課税する。

(三) 本条第(一)項または第(二)項の規定が適用される場合を除き、中国居住者企業の権益性投資資産に帰属する金額(以下「持分の間接譲渡による所得」)は、中国国内源泉の権益性投資資産譲渡所得として、企業所得税法第3条第3項の規定に従って課税する。

三、合理的な事業目的の判断においては、中国課税財産の間接譲渡取引と関連するすべてのスキームを全体として考慮し、実際の状況も踏まえ、以下の関連要素を総合的に分析しなければならない。

(一) 国外企業の持分の主な価値が直接または間接に中国課税財産から生じたものであるか否か

(二) 国外企業の資産が主に直接または間接の中国国内での投資から構成されているか否か、あるいはその取得する収入が主に直接または間接に中国国内を源泉としているか否か

(三) 国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が実際に履行する機能および負担するリスクが、企業の組織構成に経済実態のあることを裏付けられるか否か

(四) 国外企業の株主、ビジネスモデルおよび関連の組織構成の存続期間

(五) 中国課税財産の間接譲渡取引に係る国外での所得税の納付状況

(六) 持分の譲渡者が中国課税財産に間接投資し、それを間接譲渡する取引と、中国課税財産に直接投資し、それを直接譲渡する取引の代替可能性

(七) 中国課税財産の間接譲渡による所得に対して中国で適用される租税条約または協定の状況

(八) その他の関連要素

四、本公告の第五条および第六条に規定する状況を除き、中国課税財産の間接譲渡に関連する全体のスキームが以下の状況に同時に該当する場合、本公告の第三条に基づいて分析および判断をする必要はなく、合理的な事業目的がないものと直接認定する。

(一) 国外企業の持分の75%以上の価値が直接または間接に中国課税財産から生じたものであること

(二) 中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前一年間のいずれの時点においても、国外企業の資産総額(現金を含まない)の90%以上が直接または間接に中国国内の投資により構成されているか、あるいは中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間において、国外企業が取得した収入の90%以上が直接または間接に中国国内を源泉としていること

(三) 国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が、所在国家(地域)で登録され、法律の要求する組織形式は満たしているが、実際に履行する機能および負担するリスクが限定的であり、それに経済実態のあることを裏付けるのに十分でないこと

(四) 中国課税財産の間接譲渡取引に係る国外での所得税の税負担が、中国課税財産を直接譲渡した場合に中国で課される可能性のある税負担より低いこと

五、中国課税財産の間接譲渡と関連する全体のスキームが以下の状況のいずれかに該当する場合、本公告の第一条の規定は適用しない。

(一) 非居住者企業が公開市場で同一の上場国外企業の持分を購入し、かつ売却することにより、中国課税財産の間接譲渡による所得を得る場合

(二) 非居住者企業が中国課税財産を直接保有し、かつ譲渡する場合、適用される租税条約または協定の規定に基づき、当該財産の譲渡所得が中国において企業所得税を免除される場合

六、中国課税財産の間接譲渡が以下の条件を同時に満たす場合、合理的な事業目的があるものとみなされる。

(一) 取引の当事者双方の持分関係が以下のいずれかに該当すること

1. 持分の譲渡者が直接または間接に持分の譲受者の80%以上の持分を保有すること
2. 持分の譲受者が直接または間接に持分の譲渡者の80%以上の持分を保有すること
3. 持分の譲渡者と持分の譲受者が同一の者に直接または間接に80%以上の持分を保有されること

国外企業の持分の50%超の価値が直接または間接に中国国内の不動産から生じたものである場合、本条第(一)項の1、2、3の持分保有割合は100%とする。

上述の間接保有の持分は、持分保有チェーンにおける各企業の持分保有割合を乗じて計算する。

(二) 今回の間接譲渡取引の後に再度発生する可能性のある間接譲渡取引に係る中国での所得税負担が、今回の間接譲渡取引が発生しなかった場合の同じまたは類似の間接譲渡取引と比べて減少しないこと

(三) 持分の譲受者が持分取引の対価をすべて、本企业またはこれと支配関係を有する企業の持分(上場企業の持分を含まない)をもって支払うこと

七、機構、場所の財産の間接譲渡による所得について、本公告の規定に従って企業所得税を納付しなければならない場合、納税義務の発生日の属する納税年度の当該機構、場所の所得に算入し、関連規定に従って企業所得税を申告納付する。

八、不動産の間接譲渡による所得あるいは持分の間接譲渡による所得について、本公告の規定に従って企業所得税を納付しなければならない場合、関連の法律規定あるいは契約の約定に基づき、持分の譲渡者に対して直接に関連の金額を支払う義務を負う組織あるいは個人を源泉徴収義務者とする。

源泉徴収義務者が源泉徴収をしないか、あるいは源泉徴収税額に不足がある場合、持分の譲渡者は納税義務の発生日から7日以内に管轄税務機関で税額を申告納付し、かつ持分譲渡収益および税額の計算に関する資料を提出しなければならない。管轄税務機関は税額の入庫後30日以内に順次税務総局まで届け出なければならない。

源泉徴収義務者が源泉徴収をせず、持分の譲渡者も納税額を納付しない場合、管轄税務機関は税収徴管法および同実施細則の関連規定に基づき、源泉徴収義務者の責任を追及できる。ただし、源泉徴収義務者が持分譲渡契約書あるいは協議書の締結日から30日以内に、本公告の第九条の規定に従って資料を提出した場合、責任を軽減または免除することができる。

九、中国課税財産を間接譲渡する取引の当事者双方および持分を間接譲渡される中国居住者企業は管轄税務機関に持分譲渡に関する事項を報告し、かつ以下の資料を提出することができる。

(一) 持分譲渡契約書あるいは協議書（外国語の文書の場合、同時に中国語翻訳も添付する必要がある。以下同様）

(二) 持分譲渡前後の企業の持分構成図

(三) 国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業の前2年度の財務、会計諸表

(四) 中国課税財産の間接譲渡取引に本公告の第一条を適用しない理由

十、中国課税財産を間接譲渡する取引の当事者双方およびプランニングを行った者、並びに持分を間接譲渡される中国居住者企業は、管轄税務機関の要求に従って以下の資料を提出しなければならない。

(一) 本公告の第九条に規定する資料（すでに提出したものを除く）

(二) 中国課税財産の間接譲渡取引の全体のスキームに関する意思決定または実行過程の情報

(三) 国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業の生産経営、人員、財務、財産等に関する情報、および内外部の監査状況

(四) 国外持分譲渡価格の決定に用いた資産評価報告およびその他の価格決定根拠

(五) 中国課税財産の間譲渡取引に係る国外での所得税の納付状況

(六) 公告の第五条および第六条の適用に関する証拠情報

(七) その他の関連資料

十一、管轄税務機関が中国課税財産の間譲渡取引に対して調査を立案し、調整を行う必要がある場合、一般租税回避の関連規定に従って実施しなければならない。

十二、持分の譲渡者が同一の国外企業の持分を直接譲渡することにより、2つ以上の中国課税財産を間譲渡することになり、本公告の規定に従って課税され、2以上の管轄税務機関に関わる場合、持分の譲渡者は各関連の管轄税務機関でそれぞれ企業所得税を申告納付しなければならない。

各管轄税務機関は税額の計算方法を相互に告知し、意見を一致させた後、税額を入庫する。意見を一致させることができない場合、共通の一つ上のレベルの税務機関に報告し、調整しなければならない。

十三、持分の譲渡者が中国課税財産の間譲渡による所得に係る納税額を期限までに納付せず、あるいは申告納付額に不足があり、源泉徴収義務者も税額を源泉徴収していない場合、納税額を追徴するほか、企業所得税法实施条例第 121、122 条の規定に従い、持分の譲渡者に対して日ごとに利息を加算徴収する。

持分の譲渡者が国外企業の持分の譲渡契約書あるいは協議書の締結日から 30 日以内に、本公告の第九条に規定する資料を提出するか、あるいは本公告の第七条、第八条の規定に従って税額を申告納付した場合、企業所得税法实施条例第 122 条に規定する基準利率に基づき利息を計算する。規定に従って資料を提出していないか、あるいは税額を申告納付していない場合、基準利率に 5%を加えた利率で利息を計算する。

十四、本公告は中国国内に機構、場所を設けていない非居住者企業が中国課税財産の間譲渡による所得を取得する場合、および非居住者企業が機構、場所を設けているが、その機構、場所と実質的な関連を有しない中国課税財産の間譲渡による所得を取得する場合に適用される。

持分の譲渡者が国外企業の持分の譲渡により取得した所得（中国課税財産の間譲渡による所得を含む）と国内の機構、場所が実質的な関連を有する場合、本公告の規定を適用せず、直接に企業所得税法第 3 条第 2 項の規定に従って課税する。

十五、本公告にいう納税義務の発生日とは、持分譲渡契約書あるいは協議書が発効し、かつ国外企業が持分の変更を完了した日を指す。

十六、本公告にいう管轄税務機関とは、中国課税財産が非居住者企業に直接保有され、譲渡された場合に、財産譲渡所得について企業所得税の税額を納付すべき管轄税務機関を指し、それぞれ本公告の第二条に規定する3つの状況に従って決定する。

十七、本公告にいう“以上”には、特別に明記する場合を除き、その数を含む。

十八、本公告の規定と租税条約が一致しない場合は、租税条約に従って処理する。

十九、本公告は発布日から施行する。本公告の発布前に発生したが、まだ税務処理が行われていない事項には、本公告を適用するものとする。《国家税務総局：非居住者企業の持分譲渡所得に係る企業所得税管理の強化に関する通知》(国税函[2009]698号)の第五条、第六条および《国家税務総局：非居住者企業の所得税管理の若干の問題に関する公告》(国家税務総局公告2011年第24号)の第六条第(三)、(四)、(五)項の関連の内容は同時に廃止する。

ここに公告する。

国家税務総局
2015年2月3日